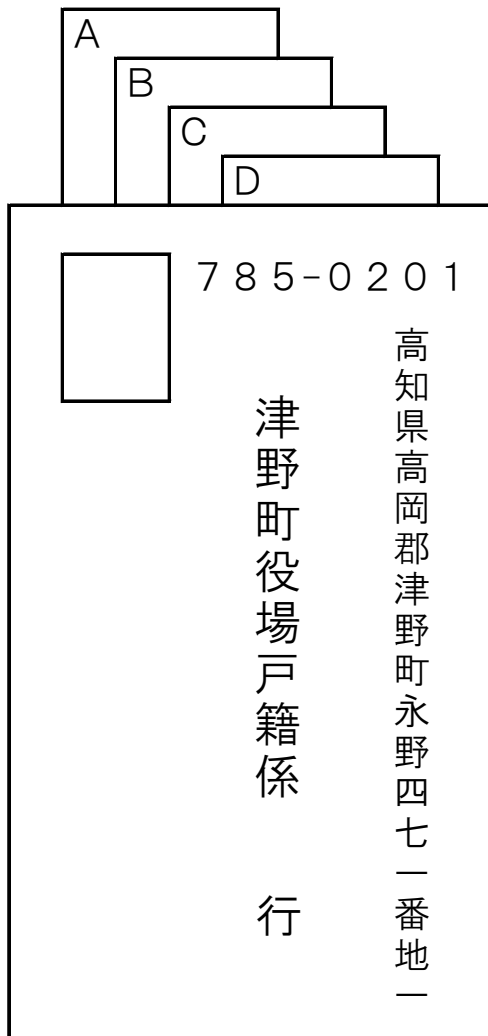


戸籍謄本等の郵送請求について

戸籍謄本は本籍地で発行します。

次のA、B、C、Dをそろえて郵送で請求してください。



A、請求書

ダウンロードしてご利用ください。

B、手数料

郵便局発行の〔定額小為替〕をご利用ください。

切手ではお受けできません。

手数料は市区町村により異なりますので、本籍地の役所でご確認ください。

C、返信用封筒

あなたの住所・氏名を書いて切手を貼ってください。

普通・・・84円

速達・・・374円（84円＋速達料290円）

※謄本を何通も請求されるような場合は、切手を貼らずに、余分に同封しておいてください。

D、本人確認書類

送付先が請求者の住所（住民登録地住所）であることを確認するため運転免許証・保険証・マイナンバーカード・年金手帳等の写しを添付してください。

※請求者の住所地以外には、送付できません。

《 お願い 》

- ・ 郵送請求の場合、地域により異なりますが、配達の日数と市区町村役場の処理日数が約1週間ほどかかります。ご注意ください。
- ・ 代理人が請求する場合、代理人の本人確認書類の写しを同封してください。請求するものや請求者との関係によっては、委任状が必要となります。
- ・ 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは過料に処せられます。
- ・ 津野町では、平成17年8月6日に戸籍のコンピュータ化による改製をしています。不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

※電話・FAX・電子メールでの請求は受け付けしていません。

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野471番地1

津野町役場 町民課 戸籍係

TEL 0889-55-2314